

## 【文・法・経済・神道文化学部生対象】

### 小学校・保健体育教職課程を新規履修する3・4年生用

### 特別支援学校教諭教職課程を履修する3年生用

## 教職課程費の納入方法

入学年度や教職開始年次によって金額が異なります。

ホームページの「教職課程費の納入方法」を取得してください。内容を確認したうえ、自身に該当する課程費を証明書発行システムの申請書機能から申請・納入して下さい。

※証明書発行には、システム利用料として別途手数料（100円/1回につき）がかかりますこと、ご了承願います。

#### 【注意！】

この用紙は、文・法・経済・神道文化学部生が副免許として、小学校、中学校・高等学校の保健体育

教職課程を新規履修、特別支援学校教職課程を履修する場合の教職課程費納入方法をお知らせするものです。

渋谷キャンパスで開講している中学校・高等学校の教職課程を履修する場合は、別途、教職課程費の納入方法をお知らせする用紙をご用意しています。

■副免許として異なる学校種、特別支援学校の教職課程を受講する場合、下記の追加課程費を納入すること。

払込区分	該当者	金額	証明書発行システム 申請書名・番号
教職課程費（施設使用料）	文・法・経済・神道文化学部生が、副免許として中学校・高等学校の保健体育教職課程を受講する場合	¥10,000	教職課程費 （施設使用料）
教職課程費（小第1次） 教職課程費（小第2次）	文・法・経済・神道文化学部生が、副免許として小学校教職課程を受講する場合 ※幼稚園教職課程受講希望者は別途ご相談ください。	¥120,000 ※第1次と第2次の課程費 （各6万円）をお支払い下さい	教職課程費 （小第1次） 教職課程費 （小第2次）
教職課程費（特支）	文・法・経済・神道文化学部生が、特別支援学校の教職課程を受講する場合	¥60,000	教職課程費（特支）

### 納入期間：令和8年4月2日（木）～4月14日（火）18時 厳守

#### 注意

\* 課程費の納入が確認できない場合、教職課程関係科目・講座の登録を取り消します。

\* 一度納入された教職課程費は返金できません。